

第六節 出願中の諸手続の一般原則

1. 出願番号の表示

特許庁長官は、願書を受理したときはこれに出願の番号を付し、その番号を出願人(代理人)に通知します。以後、その出願に関して特許庁に手続をするとき(例えば、手続補正書等の中間書類の提出)は、必ずその出願の番号の表示をしなければなりません。

2. 一件一通主義と電子手続

(1) 一件一通主義の原則

出願の手続は、書面の提出により行うことを前提として「書面は、法令に別段の定めがある場合を除き、一件ごとに作成しなければならない。」とされ、一件一通主義が採用されています(特施規1(2)を準用)。

すなわち当該事件に関し提出すべき書面は、手続ごとに作成しなければなりません。

(2) 多件一通方式による手続

(A) 「法令に別段の定めがある場合」とは次に示す①から⑨までであり、同一法域内の2以上の事件に係る手続であって、手続者が同一であり、かつ、手続の内容が同一の場合は、一通の書面で2以上の事件に係る手続を行うことができます。

- ① 出願人及びその代理人の氏名(名称)又は住所(居所)の変更の届出(電子出願以外に係る出願)(特施規9(2)を準用)
- ② 出願人の氏名(名称)又は住所(居所)の変更の届出(電子出願以外に係る出願)と登録名義人(商標権者に限る。)の表示変更の申請(特施規9(3)を準用)
- ③ 出願人の代理人選任等の届出(特施規9の2(2)を準用)
- ④ 出願人及び商標権者の代理人選任等の届出(特施規9の2(3)を準用)
- ⑤ 出願人若しくはその代理人の氏名(名称)又は住所(居所)に係る手続の補正(商施規16(2))
- ⑥ 出願人に係る手続の補正と登録名義人(商標権者に限る。)の表示更正の申請(商施規16(3))
- ⑦ 出願人名義変更の届出(商施規9(2))
- ⑧ 出願人名義変更の届出と商標権移転登録の申請(商施規9(3))
- ⑨ 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願に係る回復理由書(商施規2(11))

(B) 多件一通方式による書類の作成要領

- ① 多件一通方式による平成12年1月1日以後の商標登録出願に係る出願人名義変更と商標権の移転登録の申請を行う場合の「商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書」の作成要領

商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書は、商標法施行規則第9条に定める様式第11により作成します。

イ. 商標登録出願人の名義変更と商標権の移転登録の申請を行う場合の作成例

【書類名】 商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】 別紙のとおり

【登録の目的】 本商標権の移転

【承継人及び申請人（登録権利者）】

・
・

【譲渡人及び申請人（登録義務者）】

・
・

【別紙】

【商標登録出願人名義変更届に係る事件の表示】

商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 、 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 、
商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 、 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 、
商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 、 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 、

【移転登録申請に係る商標登録番号】

商標登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号 、 商標登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号 、
商標登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号 、 商標登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号 、

↑
----- 事件の表示の区切りには読点「、」を付します。

ロ. 作成上の注意事項

(a) 多件一通方式による手続は、書面手続に限り行うことができます。

(b) 特許印紙、登録免許税に係る収入印紙は、別の用紙にはり、それぞれの印紙の上には、「手数料 円」、「登録免許税 円」のようにその印紙の合計額を記載します。

(c) 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載し、出願番号、商標登録番号を記載します。

(d) 出願に係属中の事件（平成12年1月1日以降の出願）については、事件ごとに電子化手数料が必要になります。

② 多件一通方式による平成12年1月1日以降の商標登録出願についての出願人に係る手続補正書と登録名義人（商標権者）の表示更正登録の申請を行う場合の手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書の作成要領

手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書は、商標法施行規則第16条に定める様式第15の2により作成します。

イ. 住所の補正及び更正の場合の作成例

【書類名】 手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書
(【提出日】 令和〇〇年〇月〇〇日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】 別紙のとおり
【補正をする者及び申請人】
【識別番号】
【住所又は居所】 ←----- 識別番号を記載しても住所の省略はできません。
【氏名又は名称】
【代表者】 印
【手続補正1】
【補正対象書類名】 商標登録願
【補正対象項目名】 商標登録出願人
【補正方法】 変更
【補正の内容】
【商標登録出願人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関1-3-1
【氏名又は名称】 商標株式会社
【更正に係る表示】
【更正前の表示】 東京都千代田区霞が関1-3
【更正後の表示】 東京都千代田区霞が関1-3-1
【登録の目的】 登録名義人の表示更正
【非課税である旨の申出】 住居表示の実施による表示の更正の登録の申請

【別紙】
【手続の補正に係る事件の表示】
商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、 商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、
商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、 商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、
商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、 商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇、
【表示更正登録申請に係る商標登録番号】
商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号、 商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号、
↑
----- 事件の表示の区切りには読点「、」を付します。

ロ. 作成上の注意事項

- (a) 多件一通方式による手続は、書面手続に限り行うことができます。
- (b) 登録免許税の納付に係る収入印紙は、別の用紙にはります。
- (c) 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載し、その次に「【手続補正に係る事件の表示】」及び「【表示更正登録申請に係る商標登録番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る商標登録番号を記載します。
- (d) 登録免許税が課されない登録の申請をするときは、「【登録の目的】」の欄の次に「【非課税である旨の申出】」の欄を設け、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」のように記載します。

3. 電子手続への適用

電子手続についてもこの原則が書面手続に準じて踏襲されます。

一件一通主義の原則を前提とした特許等関係法令の規定を適用することとなります。

(1) オンライン手続における入力事項・様式

オンライン手続について入力すべき事項は、特許等関係法令に規定する書面に記載すべき事項であり（例施規 10 の 2 (1)）、その入力は所定の様式によりしなければなりません（例施規 11）。

(2) 電子手続の法令適用

オンライン手続は、書面の提出により行われたものとみなし、書面に基づいて手続を行うことを規定する特許等関係法令の規定を適用する（特例法 3 (3)）。

4. 原則から外れる手続の特例

一件一通主義の原則から外れる手続が認められます。

申請人の負担と事務処理の効率性との均衡を考慮し、手続の円滑な処理を図るもので、次のとおりです。

- (1) 包括委任状（特施規 9 の 3 を準用、提出書面の省略（特施規 10、31 を準用））、新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続（特施規 27 の 4 を準用）に規定するもの
- (2) 特例法施行規則第 6 条及び第 12 条に規定するもの
- (3) 併合手続（方式審査便覧 122.01）

2 以上の商標登録出願に係る次の手続については、出願の法域が同一であり、手続をする者及びその者の代理人が同一である場合に限り、同一の書類で書面の提出により行うことができるものとします。

① 電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出（補足手続）

書式第 1

【書類名】	手続補足書
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【補足をする者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【補足対象書類名】	
【補足の内容】	
【提出物件の目録】	

代理人手続の場合、補足をする者が法人であるときは、
【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、次のように「【別紙】」と記載して商標登録出願の番号（第 2 番目以降に記載する商標登録出願の番号の前には読点「、」を付すこと。）に記載した書面を別紙として添付しなければならない。

【別紙】

商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、
商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、
商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、

- 2 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第 32 の備考と同様とする。

② 包括委任状の援用の制限の届出

書式第2

【書類名】	包括委任状援用制限届
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【手続をした者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
【届出の内容】	
【援用を制限した代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	

代理人手続の場合、手続をした者が法人であるときは、
【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

1 商標登録出願人が届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して商標登録出願の番号（第2番目以降に記載する商標登録出願の番号の前には読点「、」を付すこと。）を記載した書面を別紙として添付しなければならない。また、商標登録出願人及び商標権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を「【手続をした者及び商標権者】」と記載し、「【別紙】」の次に「【届出に係る事件の表示】」及び「【届出に係る商標登録番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び商標登録番号を記載する。

① 【別紙】

商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、	商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、
商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、	商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、
商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、	商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、

② 【別紙】

【届出に係る事件の表示】

商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、	商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、
商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、	商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、

商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇、

【届出に係る商標登録番号】

商標登録第〇〇〇〇〇〇号、商標登録第〇〇〇〇〇〇号、商標登録第〇〇〇〇〇〇号、
商標登録第〇〇〇〇〇〇号、商標登録第〇〇〇〇〇〇号、商標登録第〇〇〇〇〇〇号、
商標登録第〇〇〇〇〇〇号、

- 2 その他は、特許法施行規則様式第7の備考と同様とする。

5. 提出書面の省略と電子手続

出願等の手続において提出すべきとされる証明書その他書面については、申請人の手続負担の軽減と特許庁の処分の実効性、効率性を考慮し、一定の条件のもとに、他の事件について提出したものを援用するという手続方式を省令で定め、その提出の省略を認めています（この5.における特許法施行規則の条文は、意匠、商標の施行規則で準用しています。）。

(1) 提出書面の省略

① 特許法施行規則第9条の3(1)（商施規22(1)において準用）

(A) 手続をする際の代理権の証明については、特例法施行規則第6条第1項の規定によりあらかじめ特許庁長官に対して事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」といいます。）を援用してすることができます。〔包括委任状については第一章第四節参照〕

(B) 包括委任状の援用の制限の届出（特例施規7＝特施規9条の3(2)）があったとき又は包括委任状の取下げ（特例施規8）があったときは、これらの手続後は当該事件に係る手続について包括委任状を援用することができません。

(注) 平成12年1月1日前にした商標登録出願及びその出願に係る手続についても包括委任状を使用することができます。

② 特許法施行規則第10条の規定による提出書面の省略（商施規22(1)において準用）

(A) 特許法施行規則第10(1)

同時に2以上の手続をする場合において、提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてその原本を提出し、他の手続については、その旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができます。

対象となる証明書は、特許法施行規則第4条の3、第5条から第7条まで、第8条第1項、第9条第4項（証明書の提出）に規定するものです。

(B) 特許法施行規則第10(2)

他の事件について既に提出した証明書の証明事項に変更がないときは、当該手続については、その旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができます。

この場合において、特許庁長官が特に必要と認めるときは証明書の提出を命ずることができます。対象となる証明書は、(A)に述べたものと同様ですが、本項では前項（特施規10(1)）の規定により既に援用された証明書（原本）についても対象とするとしています。

(2) 電子手続での添付書面の省略

① 特例法施行規則第6条1項

(A) 特定手続又は商標登録出願に係る手続をする際、代理権の証明については、包括委任状を援用してすることができます。

(B) 包括委任状の援用の制限の届出（特例施規7）があったとき又は包括委任状の取下げ（同8）があったときは、これらの手続後は当該事件に係る手続について包括委任状を援用することができません。

② 特許法施行規則第10条及び第31条の規定による援用は、特例法施行後も出願及びその出願に係る手続において適用することはいうまでもありません。

6. 電子手続における本人確認等

(1) 電子手続における本人確認等

特例法施行後においては、特定手続である出願、及びその出願に係る手続における本人確認は次の方法により行っています。

① 電子手続

＜インターネット出願＞

イ. 回線について

インターネットに接続されたネットワークを利用しています。

ロ. 本人認証方法

申請人識別番号と、利用者が事前に登録した「電子証明書」の組み合わせが、手続毎に行われるクライアント認証で使用される利用者の「電子証明書」と一致し、かつその電子証明書の信頼性をブリッジ認証局に問い合わせ確認しています。

7. 提出の効力発生と電子手続

(1) 書面の提出の効力発生時期

特許等関係法令には、書面手続に係る書面の提出（差出）の効力発生時期について、一般原則的な規定は設けられていません。

特許法第19条では、原則到達主義によることを前提として、願書又は提出の時期的制限が定められている書面の提出について、郵送により行われた場合のその効力の生じる時期を規定しています。その時期は、願書等を郵便局に差し出した際に発行される郵便物の受領証により証明された日時、その郵便物の通信日付印により表示された日時、等です。

(2) 電子手続における効力発生時期

オンライン手続においては、特許庁のファイルへの記録の完了時点をもって特許庁に到達したものとみなされます（特例法3(2)）。

8. 期 間

(1) 期間の種類

① 法定期間

手続をすべき特許法等の法律又はこれらの法律に基づく命令により定められている期間

② 指定期間

手続をすべき期間が特許庁長官、審判長、審査官等により指定される期間

(2) 期間の計算（特3を準用）

① 期間の計算は、次の規定によります。

- a. 期間の初日は算入しません。ただし、その期間が午前0時から始まるときは算入します。
- b. 指定期間は、特許庁から当該書面を発送した日の翌日から起算します。
- c. 期間の定め方を月又は年でしたときは、暦に従います。月又は年の始めから起算しないときは、その期間は、最後の月又は年におけるその起算日に相当する日の前日で満了します。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日で満了します。

10月10日から3か月→1月9日（月の途中から起算する例）

10月30日から4か月→2月28日（応答日がない場合の例（閏年の場合は2月29日））

② 出願、請求その他の特許に関する手続についての期間の末日が、行政機関の休日に関する法律に規定する日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から12月31日まで、1月2日、3日）に当たるときは、その翌日をもってその末日とします。

なお、特許法4条及び5条の規定による期間の延長をした場合において、もとの期間の末日が行政機関の休日に当たったときは、その翌日をもとの期間の末日とせず、もとの末日から延長する期間の計算がされます。

9. 期間の延長

(1) 指定期間の延長（特5を準用）

次に掲げる書類その他の物件の提出について、指定期間内に対応できない場合には、請求により指定期間の延長が認められます。なお、請求のための合理的な理由は不要です。

- ① 商標法第15条の2及び同法第15条の3の規定に基づく意見書
- ② 商標法第8条第4項の規定に基づく指令書（協議命令）に応答する書類
- ③ 商標法第5条の2第2項の規定に基づく命令書（補完命令）に応答する書類
- ④ 商標法第77条第2項において準用する特許法第194条に基づく物件提出書

期間延長の手数料は、1件につき指定期間内の請求は2,100円、期間経過後の請求は4,200円です。

a. 指定期間内に行う期間延長請求

手続すべき者が国内居住者及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で1月の期間延長が認められます。

提出できる期間延長請求書は、国内居住者及び在外者ともに1通のみです。

b. 指定期間経過後（指定期間に2月を加えた期間内）に行う期間延長請求

手続すべき者が国内居住者及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で2月の期間延長が認められます。

提出できる期間延長請求書は、国内居住者及び在外者ともに1通のみです。

また、指定期間内の延長請求（1月）と期間経過後の延長請求の併用も認められます。したがって、最長で、当初指定期間に3月を加えた期間の延長が可能です。

なお、指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の1月の延長を求める。」のように記載します。また、指定期間経過後に期間の延長をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2月の延長を求める。」のように記載します。